

会 議 録

会 議 の 名 称	第 10 回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和元年 7 月 12 日 (金) 15 時 00 分から 16 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 特別会議室
出 席 者	委 員：荒木委員、石橋委員、植田委員、大西委員、椛山委員、後閑委員、 蔦田委員、中口委員、横山委員 事 務 局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長、河田社会教育課長、赤 土放課後子ども課長、黒臺社会教育課課長代理、北田放課後子ども 課課長代理、進藤社会教育課係長、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：遠藤委員、代田委員
案 件 名	【議 事】 1. 「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」について 【報 告】 1. 「放課後子ども教室モデル事業の第三者評価（中間報告）」について
提出された資料等の 名 称	資料 1 児童の放課後対策審議会名簿 資料 2 児童の放課後を豊かにする基本計画（素案） 資料 3 放課後子ども教室モデル事業第三者評価者名簿 資料 4 放課後子ども教室モデル事業第三者評価書（様式） 参考資料 児童の放課後を豊かにする基本計画（骨子案）
決 定 事 項	・「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」については、審議会で表明 された意見等を踏まえ、必要な修正等を行った後に、次回の審議会に諮る ことを決定した。 ・「放課後子ども教室モデル事業の第三者評価（中間報告）」について、報告 を受けた。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の 理 由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

大西会長 定刻となりましたので、ただいまから第 10 回児童の放課後対策審議会を開催いたします。

委員の皆様には、公私ご多用のところご出席を賜りありがとうございます。早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より報告をいたします。本日の出席状況といたしましては、委員 11 人のうち、出席委員 9 人となっておりますので、枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

大西会長 ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達しているため、会議を始めます。

会議の前に、傍聴者への資料の配付について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 現在、傍聴の方は来られておりませんが、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第 3 条に基づき、本会議は公開となっております。

審議会の配付資料については、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることになっております。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが、資料の取り扱いに関して、傍聴者に配付するという事によろしいでしょうか。

会長からご確認を取っていただきますようよろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま事務局からの説明がありました、第 10 回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いは、傍聴者に配付するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

大西会長 それでは、配付するという事で決定します。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

大西会長 次に、本日の資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 本日の資料ですけれども、次第に続きまして、資料 1 「児童の放課後対策審議会名簿」、資料 2 「児童の放課後を豊かにする基本計画 (素案)」、資料 3 「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価者名簿」、資料 4 「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価書 (様式)」、参考資料といたしまして、「児童の放課後を豊かにする基本計画 (骨子案)」でございます。

資料の確認は以上でございます。

大西会長 よろしいでしょうか。

それでは議事に入ります前に、委員の交代があったと伺っております。新たな委員のご紹介をお願いします。

事務局 それでは、資料 1 をご覧ください。上から 2 行目、枚方市 P T A 協議会からご推薦いただきました石橋委員は、このたび藤原委員にかわり、今年度新たに委員となりました。ご紹介させていただきます。石橋委員でございます。

石橋委員、一言、よろしくお願いいたします。

石橋委員	枚方市PTA協議会で、小学校の部会長をさせていただいております、石橋といいます。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。石橋委員、これからどうぞよろしくお願いいたします。
大西会長	<p>ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>もう10回も重ねてしまいました。もう少し、前に早く進みたいと思います、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、議事1「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」について、事務局に説明を求めたいと思います。素案は30ページになるかというボリュームがあるようですので、分割して説明いただくようお願いをしたいと思います。</p>
事務局	<p>説明にあたっては、現状と課題を扱っている第1章から第2章までをまず説明していただいて、一度、質疑を行った後に、今後の対策ということで、放課後の対策の考え方とか、具体的な環境整備等を扱っている第3章から第5章の説明をしていただくようお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、資料2「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」をご覧ください。本素案は、教育委員会が本審議会に対して行った諮問に対する答申としていただく予定の基本計画の素案でございます。</p> <p>表紙に続きまして、まず「はじめに」がございます。それに続きまして、目次がございます。</p> <p>本基本計画の構成につきましては、第1章から第5章までの5章構成で、その内容につきましては、今年3月に開催いたしました「第9回児童の放課後対策審議会」におきまして、ご検討いただきました、「児童の放課後を豊かにする基本計画（骨子案）」の内容を踏まえながら、計画素案とするに必要な肉づけを行ったものでございます。この骨子案につきましては、参考資料としてお配りしておりますので、また機会を見つけてご覧いただければと思います。</p> <p>それでは、中身を順にご説明いたします。まず、1ページの第1章「計画の策定にあたって」をご覧ください。「1. 計画策定の趣旨」につきましては、国の「新・放課後子ども総合プラン」等を踏まえて、全ての児童の豊かな放課後環境を整備するために計画を策定することを書いております。</p> <p>なお、1ページ下段の図が、現在の本市における放課後等の事業の全体で、国が「新・放課後子ども総合プラン」の中で、「放課後子供教室」と呼んでいる文部科学省所管の事業として、本市では放課後自習教室と今後実施する集団学習教室、そして現在モデル事業として取り組んでいる放課後子ども教室があり、国が「放課後児童クラブ」と呼んでいる厚生労働省所管の事業として、本市では留守家庭児童会室があります。</p> <p>また、放課後対策事業の中には含めておりませんが、類似事業として、土曜日に地域の方などが中心となり、枚方子どもいきいき広場を実施しております。</p> <p>2ページに移りまして、「2. 計画の位置づけ」につきましては、ご覧のような法令や計画等を根拠とし、また、整合を図りながら策定作業を進めま</p>

す。また、本計画は国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画でもありますので、同プランに記載のある、計画に盛り込むべきご覧のような内容も踏まえて記載しております。

続いて3ページの「3. 計画期間」につきましては、ご覧のように整合を図る必要のある、次期の「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間と合わせ、令和2年度から6年度までの5年間といたします。

続いて、「4. 計画の策定体制」については、本審議会において幅広く議論するとともに、これまで(2)のような調査等を行ってきました。今後は放課後子ども教室モデル事業の第3クール後のアンケート調査と、本審議会名で計画素案について広く意見募集を行い、後日、その結果を本計画に反映させます。

「5. 計画の進行管理」については、計画策定後、本審議会において進捗状況の報告を行い、意見を求め、その結果についてはホームページ等で公表いたします。

次に4ページ、第2章「枚方市の現状と課題」の「1. 子どもの放課後をめぐる状況」をご覧ください。まず「(1) 子育て環境について」ですが、本市では総人口も生産年齢人口割合も年少人口割合も減り、老年人口割合が増加すると予測されており、「b. 女性・男性の労働力率の推移」を見ますと、男性よりも女性が、子育て期の就業率が低いことが明らかとなっています。

5ページに移っていただきまして、世帯別の統計を見ますと、3世代世帯の減少が見られ、共働き世帯等が祖父母に子どもの見守りを依頼しにくい状況にあることがわかります。

このような状況の中で、「②課題」にございますように、活力ある本市を維持・発展させていくためには、人口増加や生産年齢人口の増加に関係する、子育て世代をターゲットにした魅力的なまちづくりが求められており、年齢を問わない、女性が働きやすい環境の整備が求められております。

次に5ページ下段の「(2) 児童の放課後の過ごし方」についてですが、小学2年生と4年生を対象にした調査では、半数以上の児童が、放課後に留守家庭児童会室にも、放課後自習教室にも、学習塾にも通っていませんが、7ページの習い事への参加状況を見ますとわかりますように、半数以上の児童が週に1から2回、習い事に通っています。

習い事等に行っているとき以外の時間は、eの棒グラフを見ればわかるように、約6割の児童が友達と外遊び等をしていると回答し、テレビ・ビデオの鑑賞や各種ゲーム機での遊びと回答した約4割の児童よりも高くなっております。

次に8ページ、放課後の友達との遊びにつきましては、児童は3～4人の同年齢の子どもと外で遊ぶ傾向が強いことがわかりました。

9ページの、これからの放課後の過ごし方についての希望に関しては、児童は外遊び、友達と過ごす時間、家族と過ごす時間を増やしたいと望んでおり、保護者は子どもに読書、家事の手伝い、家での勉強の時間を増やしてほしいと望んでいることがわかりました。

10 ページには、調査の自由記述欄にあった保護者の主なニーズを記載しておりますが、3季休業期間中や土・日曜日の放課後プログラムも欲しいなど、さまざまなご希望をいただいております。

児童の放課後の過ごし方に係る課題につきましては、児童の外遊びや友達と過ごす時間を増やしたいという希望や、保護者が3季休業期間中の放課後プログラムが欲しいという希望など、児童や保護者のニーズに応えられる仕組みが求められております。

続いて11ページ、「2. 留守家庭児童会室事業」の「現状」と「課題」についてご説明いたします。留守家庭児童会室については、12ページのグラフを見ればわかりますように、入室児童が年々増加を続けています。その対応のため、弾力運営による定員増やハード・ソフトにわたる取り組みを進め、毎年1月までに入室申し込みのあった全児童を受け入れております。留守家庭児童会室については、今後も増加傾向が続くと想定されますので、運営を担う職員の確保をはじめ、早急な対応が必要です。また、留守家庭児童会室運営に必要な専用施設については、施設整備や老朽化対策に取り組んできましたが、今後は普通教室をはじめとした学校施設の活用による効果的・効率的な整備に取り組んでいく必要があります。

続いて12ページの中段、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果（概要）」をご覧ください。「a. 留守家庭児童会室を利用する目的や利用してよいと思うこと」を見ると、「春・夏・冬休みに利用できるから」の回答数が多く、3季休業期間中の利用のニーズが高いことがわかりました。

13ページの自由記述欄の主なニーズを見ても、3季休業期間中や土曜日の開室ニーズが高いことがわかりました。

次に13ページ中段の「3. 放課後自習教室事業」の「現状」と「課題」についてご説明いたします。放課後自習教室については、市内全小中学校で、プリント学習やタブレット学習ができる学習コンテンツを活用し、自学自習力や基礎学力の向上に努めております。

小学校では、退職教員等をやる気リーダーとして配置するとともに、民間委託の学習支援員も配置し、児童の学習支援を行っており、その実績は、ご覧の表のとおりでございます。

14ページに移りまして、放課後自習教室の課題につきましては、やる気リーダーの登録者数が地域により少ないところがあり、今後は民間委託による学習支援員の活用について、効果検証を行い、より効果的な人材配置について検討を進める必要があります。

続いて、「4. 放課後子ども教室モデル事業」についてですが、子どもにとって望ましい放課後の実現のため、全児童対策における利用者ニーズや課題・経費等の分析を行い、本計画に反映させることを目的に、放課後子ども教室モデル事業を実施いたしました。「②運営の概要」については、ご覧のとおりで、現在、7月下旬から開始する第3クールに向け、プレ事業を進めているところでございます。

15ページは、モデル事業の実績で第3クール終了後に工程表を完成させる

予定となっております。

16 ページに移りまして、ご覧のグラフはモデル事業に参加した児童と保護者にアンケート調査を行った結果です。「(4) 利用して楽しかったか」の問いには、約8割の児童がとても楽しい、楽しいと回答し、モデル事業が児童のニーズに合致していたことがわかります。

17 ページに移りまして、保護者も約7割が満足、やや満足と回答しており、保護者のニーズにも合致したものであったことがわかりました。

課題につきましては、全児童を対象とした放課後子ども教室のニーズが高いことがわかりましたので、課題の一つ目として、モデル事業を実施した4校だけでなく、全45校を対象とした実施が求められます。

18 ページに移りまして、2つ目の課題として、これから放課後子ども教室を本格実施に移すにあたっては、3季休業期間中の実施を求める声が大いこと、また留守家庭児童会室・放課後自習教室・放課後子ども教室の一体的な運用が求められていること、本市の財政状況等を踏まえ、効率的・効果的な子ども教室実施の観点からの検討が必要です。

続いて、「5. 放課後対策関連事業の連携」に係る「現状」と「課題」についてご説明いたします。現状の連携については、教育委員会内の担当者間や現場担当者間での情報交換や連絡調整を行っています。

課題については、余裕教室や校庭・体育館の活用にあたっての学校との調整や留守家庭児童会室と放課後子ども教室のこれまで以上の緊密な連携により、互いの事業効果を高めることが必要です。

19 ページに移りまして、児童の安全安心の確保の観点からは、現在既にございます緊急時対応マニュアルだけでなく、避難訓練等における連携等の具体化も求められます。放課後自習教室については、放課後子ども教室と同時時間帯に実施していることから、児童の学力向上と豊かな遊びや体験という二つの価値の間で、両者をバランスよく組み合わせることが必要です。

また、19 ページの②にありますように、各事業の効果を高めるためには、各事業個別に事業内容を検討・実施するだけでなく、各事業を越えた情報交換を行い、それぞれでプログラムへの参加を働きかけることで、事業の相乗効果により全児童の放課後環境を充実させようとする姿勢が重要で、全ての放課後対策事業を視野に入れて、事業内容の調整を行うなど、総合的で効率的・効果的な事業運営を目指すことが必要です。

最後に、「6. 財源の確保」ですが、留守家庭児童会室と放課後自習教室については、既に全小学校で実施しておりますけれども、さらなる効率的・効果的な運営に努めることが必要でございます。

放課後子ども教室の本格実施にあたっては、本市の財政状況や事業の必要性、児童や保護者のニーズ等を踏まえ、実施する期間・回数・時間帯等について精査した上で、実施に移すことが必要です。また、留守家庭児童会室や放課後自習教室の運営手法の見直しを行い、放課後子ども教室を含む総合的な運営により効率化を図るなど、事業の組み合わせによる事業効果の向上と効率化を図り、経費の抑制に努める必要があります。

長くなりましたが、「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」の第1

章から第2章までのご説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。ただいま、児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）のうち1章から2章についての説明がありましたが、ここまでについて、委員の皆様からご質問とか、ご意見等ございますでしょうか。どなたからでも結構ですので、お願いしたいと思いますが。

葛田委員

気になったのが、17ページの「やや不満」というところ、運営スタッフの対応に不満があるとか、運営スタッフが少ないので安全面に不安があるとか、運営スタッフが子どもにかかわる時間を増やしてほしいとか、スタッフに求めるものが結構あるのかなと思っていました。会議で同じことを言って、大変申し訳ないのですけれども、やはり、全ての対策において、職員の質というのですか、指導員・支援員の質というのが、とっても重要だと思っているのですけれども、この審議会の中で、その質をどのように向上させていくのかという視点も、大事ではないかなと思います。

といいますのは、この間も虐待の問題が大きく扱われて、児童相談所が非常に批判を浴びていますけれども、実際に学童クラブというところでも、虐待は起きているという実態があります。

子どもが安心して、安全に健やかに成長するという環境が、少しずつ少しずつ壊れ続けてきているのですね。それは家庭においても、壊れかけているというところがある中で、放課後の子どもたちが、学校の管理というところから離れて、自由なところで安心して安全に過ごせるということ、本当に保障していかなければいけないという状況になっている中で、実際のところ、放課後児童クラブでは、職員の虐待があったということが聞こえてくるというところでは、じゃあ、この枚方市の留守家庭児童会室の中で、そういったものがないのかどうかということも含めて、検証していくことも必要ではないかと思うのですが、そうなる前に、どうか職員の質、私たちはどのような運営をしていくのかということも検討していかなければいけないのかなというふうには思いました。

大西会長
事務局

ありがとうございます。いかがでしょう。

17ページのアンケートは、放課後子ども教室に関するアンケートになりますので、その点ご理解いただければと存じます。

続きまして、留守家庭児童会室での虐待の件ですが、特に注意していく必要があると認識はしています。また、現場のスタッフに関しても、必要な研修を行いながら、業務にあたるよう取り組んでいるところです。なお、現場の支援員が児童に対して虐待を行ったというケースはございません。

大西会長
後閑副会長

どうもありがとうございます。

課題のところ、今後、連携・調整や、そのようなところで、情報交換をしながら総合的な運用をしていくとありますが、やはり、子どもたちを指導していく上では、とてもスタッフの問題というのが重要なことだと思います。その中に、例えば③にして、「担当するスタッフ、運営等における質の向上について」等、対策を考えるというような内容を入れていただくということは可能でしょうか。

やはり、何かが起きてはいけないし、それから、今、いろんな環境の中で

過ごしている子どもたちが大勢いるので、やはりその中で、子どもたちを安全に守っていくということができるような環境づくりというのは、とっても大切なことじゃないかなと思いますので、ぜひ、ご検討いただければなと思います。

後閑副会長 それから、もう一つ。「6. 財源の確保」と書いてあるのですが、確保というよりも、この内容を見ていると、効率的・効果的な運営とか、効率化を図るというようなことになっておりまして、財源をどのように確保するかということが、今、一つの課題なんだろうなと思うのですがけれども、そこがいまひとつ響いてこないものですから。財源の確保に向けてというよりも、運営の効率化ということなのか、あるいは効果的にかつ効率的な運営を図るためにというような内容だと思いますので、このテーマを少し入れていただければいいかなと。

葛田委員 副会長と同意見です。結局、お金なのねと、やりたいけれども、お金のことがあってやれないのよということに、聞こえてしまうということもあるので。それよりも、もっと子どもの安全安心を確保するためのどう努力していくのかというところが大事ではないかと思います。

大西会長 ありがとうございます。今までの審議会の中でも、実際に視察に行ったときに、かなり支援員の質のばらつきが見られておりましたから、先ほどのご意見にありましたように、その課題の中に③をつくっていただいて、ぜひとも支援員の質の担保など、そこを少し盛り込んでいただければと思うのですが。

それと、財源の確保についても、この審議会の立ち上がりのときからそうなのですが、いわゆる子どもの主体をどう保障していくかというところで、同じような留守家庭児童会室とか、いろんな資源があるわけですが、それを子どもたちの主体で、選択ができるようなことをしていこうということですから。やはり、効率的・財政的な問題も、前回か前々回でも出ていたと思うのですが、競合するからもうちょっと総合的にやっていこうとか、そういうご意見もあったように思います。だから、子どもの主体とかそういうことを中心にしたような結びにいただければ、ありがたい。そのような中での財源ということですね。

いわゆる、子どもたちの主体を保障するために、財源を効率よく使っていくのだというところで、見解をしていただけたほうがいいかなというふうに思います。全く皆さん同意見であるかなというように思うのですが。

事務局 おっしゃるように、この課題の中に職員の質についての項目を入れさせていただくということではよろしいでしょうか。

それと、財源の確保ではなくて、会長がおっしゃったように、子どもの主体性というのを、結びに持ってくるような形で書いてみます。

大西会長 4ページの労働力率の推移ということですがけれども、国勢調査よりということなんですか、これは枚方市の現状ということでは理解していいのですか。これは、国の現状ではないかなと思うのですが。

事務局 枚方市ではなく国の現状です。

大西会長 なかなか、その辺は出しにくいと思うのですがけれども。この女性のほう、

M字カーブという言い方をしているのですけれども、これだけをぱっと見ると、やっぱり下がっているなという認識はされると思うのですけれども。この一番下の昭和60年、もっと下からいうと、もっときつかったわけです。

ですから、これがこうなってきたということは、マイナス評価ではなくて、いわゆるプラス評価で、女性の男女共同参画社会の実現に向けて努力されているということと、ライフワークバランス、それが図られてきているというところで、労働力の推移を結ばないと、少しまだM字カーブのところがかかってくるようであれば、非常に閉鎖的な枚方市という狙い方をしてしまうのだなということを思ってしまうのです。だから、ちょっと国勢調査よりも、何かここは文章のほうがいいのかなと思うのですけれども。

図をもってきたほうが見やすいということはあると思うのですけれども、その辺の推移を出してくるというのであったら、枚方市の現状なりがわかるようなことを、文章で書かれたほうがいいかなと思うのですけれども。

ほかに、何かございますでしょうか。

椀山委員

11 ページの留守家庭児童会室事業について、現状と課題のところなのですが、現状、このように書いてあるとおりでありますが、今後利用する子どもたちが増えていくと課題を抱えている中で、最後の「今後は、普通教室をはじめ学校施設の活用による効果的・効率的な整備に取り組んでいく必要があります」の部分だけ、とても具体的な「普通教室」というような使い方をされているのですけれども。ほかのところは、今後のニーズとか、中身、ソフトのことで書かれているにもかかわらず、ここだけ、随分具体的に、こういうふうな書きぶりで、学校の関係者としては、かなりここは気になる部分ではあるのですが。

大西会長
事務局

いかがでしょうか。

留守家庭児童会室におきましては、職員確保、また、施設面の課題が非常に大きくなっています。特に、専用施設の老朽化の部分で、例えば、30年を超えるような施設が非常に多いのが、本市の現状です。

こうした中で、国の基本的な考え方も踏まえ、学校施設等を有効的に活用しながら、留守家庭児童会室事業に取り組んでいきたいというところで、本市の基本的な方向性の考え方をお示しさせていただいています。

事務局
椀山委員
事務局

普通教室ありきということでないのです、これは。

はじめと書いてあるので。

そうですね。ですので、いわゆる学校の余裕教室を、学校施設を徹底的に活用しなさいということは、国から示されているということですので。ピンポイントで普通教室ではないということですので、ちょっとここの表現については、検討させていただきたいと思います。

椀山委員
大西会長

お願いします。

ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、前に進めてよろしいですか。ご意見がないようでしたら、続きまして、後半の部分になりますが、素案の3章から5章について、計画の体系です、この計画の中心部分になっているところだと思っておりますが、説明をお

願います。

事務局

それでは、素案の 20 ページをご覧ください。第 3 章の「1. 基本理念」ですが、本市では、放課後を単に授業終了後の時間と捉えるのではなく、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動に参加していない児童・生徒の時間と捉え、土・日曜日、3 季休業期間中を含むものと考えております。放課後という自由な時間に同年齢・異年齢の仲間と過ごすことで、子どもたちは自主性や社会性、創造性といった諸能力をはぐくみ、生きる力を身につけていきます。この自由な時空間での仲間と過ごす体験不足が、児童の発達にさまざまな影響を与えています。

そこで本市では、安全安心な学校の敷地内で、仲間と自由に過ごす時間と場を児童に提供し、かつての子どもが当たり前のように経験してきた豊かな放課後の再生に努めます。

次に「2. 基本的な考え方」についてですが、1 つ目は、「(1) 全ての児童が自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備」です。その視点は 2 つあり、1 つは全ての児童の安全安心な居場所の確保、もう一つは発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境の確保です。全ての児童の安全安心な居場所の確保については、自由にかつ自主的に創造力を働かせながら活動できる子どもの時間、安全に自由に遊べる空間、同年齢だけでなく、異年齢の児童も含む仲間の 3 つの間、3 間の再生に向け、学校敷地の中に、放課後の遊びやさまざまな体験活動ができる環境を、目的意識を持って確保いたします。

発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境の確保については、子どもたちの自立を促す仲間集団での体験の重要性に着目し、児童の自由な仲間とのふれあいや、遊びを通じた社会性や自立性の育成を目指すとともに、スポーツや文化活動などさまざまな体験活動を実施いたします。また、配慮を要する児童の参加に適切に対応するため、それぞれの事業の内容に応じた必要なスタッフの配置等、体制の整備を行います。

基本的な考え方の 2 つ目は、21 ページの「(2) 児童が自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ」です。児童の発達を促すためには、子どもと直接かかわるスタッフ、さまざまな文化や技術を伝承することができるスタッフ、それらをコーディネートするスタッフなど、状況に応じた働きかけを行うスタッフが必要です。また、モデル事業は業務委託により実施しましたが、今後はさまざまなノウハウを持つ地域人材の活用も視野に入れて、大人が連携することにより、児童の放課後対策の充実に努めます。

次に 22 ページの「3. 児童の生活環境の変化に応じた放課後対策の実施」についてですが、放課後対策は、児童の育成支援・健全育成の問題であると同時に、我が国や本市の維持・発展にかかわる、勤労者を増加させるための、保護者が働きやすい環境づくりの問題でもあります。

放課後対策は、児童の社会教育の問題であると同時に社会福祉の問題でもあり、本市では、学校敷地の中で留守家庭児童会室、放課後自習教室とともに放課後子ども教室を実施し、それぞれの事業目的を踏まえながら、本市の実情に応じた、児童の放課後対策を総合的かつ効率的・効果的に進めます。

次に 23 ページをご覧ください。これは、本市における児童の豊かな放課後環境整備のイメージ図でございます。上段にあるように、児童の放課後対策で求められているものを実現するためには、かつての子どもが当たり前のよう過ぎしていた、3間と言われる、安全安心な空間の中で、仲間と過ごす時間を全ての児童に用意し、豊かな放課後を体験してもらうことが必要です。

この考え方を具体化したものが本市の放課後対策で、安全安心な学校敷地内において、放課後自習教室・放課後子ども教室、留守家庭児童会室の3者を総合的に運営することで、それぞれの事業効果を高め、また相乗効果を高めるとともに、コストの抑制にも努めます。

次に 24 ページの第4章「これからの放課後対策の方向性」についてご説明いたします。「1. 留守家庭児童会室事業」については、民間活力等も含めたさまざまな実施手法や効果的な施設整備、開室日時などの事業スキームの構築について検討するとともに、職員確保の問題や職員の資質向上、学校施設のさらなる活用にも努めます。

「2. 放課後自習教室事業」については、これまで配置をしてきた退職教員や地域人材、大学生等による、やる気リーダーに加えて、専門的な知識や技能を持つ学習支援員を民間委託により2学期から配置予定でございまして、児童の学習支援を行います。また、放課後子ども教室モデル事業実施校の4校において、集団学習教室を試行実施し、放課後における最適な学習環境の実現に向けて検証を進めてまいります。また、放課後子ども教室と放課後自習教室が相乗効果を発揮できるような実施手法を検討していきます。

25 ページの「3. 放課後子ども教室事業」については、モデル事業に多くの留守家庭児童会室の入室児童が参加したことを踏まえまして、放課後子ども教室が留守家庭児童会室ニーズの受け皿として機能することにも着目し、放課後子ども教室については、効率的・効果的な事業運営の観点から、3事業を合わせた総合的な運営体制による事業実施の検証を経て、本市の財政状況等も踏まえ、全45校での本格実施に向けて、必要な作業を進めてまいります。

「4. 留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的かつ効率的・効果的な運営と連携」については、各事業を総合的に運営することによる相乗効果の向上と、本市の財政状況を踏まえた効率的・効果的な事業運営の観点から、総合的な運営を行う望ましい主体について、幅広く検討してまいります。また、地域人材の積極的な活用を行い、各事業の事業効果の向上に努めます。

次に 26 ページ、第5章「計画的な放課後環境の整備」についてご説明いたします。「1. 国が掲げる目標と現在の本市の状況」についてですが、留守家庭児童会室の待機児童の解消については、年度途中に一部待機児童が発生しております。小学校内での一体的な運営については、本市では既に全市立小学校内で留守家庭児童会室と放課後自習教室を行っているため、既に目標を達成しております。

新たに開設する留守家庭児童会室の約80%を小学校内で実施する目標につ

いても、本市では全小学校で留守家庭児童会室を実施しているため、目標を達成しています。放課後児童クラブの役割の徹底と子どもの自主性・社会性のより一層の向上については、職員研修を通して、職員の資質向上を図ってまいります。

26 ページ下段の「2. 計画的な放課後環境整備の内容」の「(1) 留守家庭児童会室事業」については、27 ページのように目標事業量を定め、早期の待機児童の解消に努めます。

27 ページの「(2) 放課後自習教室等事業」については、表にございますように目標事業量を定め、延べ参加児童数の増加に努めます。「(3) 放課後子ども教室事業」については、28 ページの目標事業量のところにもあるように、最終的には 45 校全校への放課後子ども教室の設置を目標に、当面、放課後子ども教室・留守家庭児童会室・放課後自習教室等との総合的な運営体制による放課後対策の試行とその検証を行って、その結果を踏まえて順次子ども教室の設置を進めてまいります。

「(4) 総合型の留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の計画的な整備」については、表の下段、より総合的かつ効率的・効果的な運営を進めるための取り組みのところがございますように、各事業を包括的に担う民間事業者等による運営など、より総合的かつ効率的・効果的な運営が可能となる組み合わせを見定めて、総合型の運営を進めてまいります。

なお、本日、代田委員につきましては、本審議会を欠席されておられますが、事前に代田委員に送付させていただきました、未定稿の基本計画（素案）を見ていただきまして、ご意見を送っていただきました。その多くは細かい文言修正のご意見でしたので、その内容については、既に素案に反映させております。

次に代田委員のご意見に従い、加筆を行った部分を説明いたします。まず、19 ページをご覧ください。19 ページの一番上の緊急時対応マニュアルと避難訓練について記載した部分ですけれども、この部分につきましては、代田委員のご意見に従まして、加筆を行った部分でございます。

続きまして、24 ページをご覧ください。上から 5 行目のところに、民間活力等も含めたさまざまな実施手法と書かれた部分について、未定稿のほうでは、さらなる民間活力の活用というふうに記載をしておりましたがそのことについて、代田委員から、教育や児童福祉を担う社会福祉事業という観点から、その担い手については、その公益性・公共性が担保されるよう、制限的慎重的に行われるべき、営利企業の参入に関しては、コーポレートソーシャルレスポンスビリティ、いわゆる企業の社会的責任の範疇を超える収益が主目的となることが想定されますので、事業理念や目的達成と相入れないと考えているというご意見をいただきました。そこでここは、直営はもちろん、収益を主目的としていない NPO 等へ委託も、事業を委ねる対象として排除していないことを明らかにするため、ご覧のように民間活力等も含めたさまざまな実施手法というふうに表現を改めさせていただきました。

続いて、25 ページに移りまして、同様に下から 4 行目の幅広く検討してい

きますのところは、未定稿のほうでは、幅広の言葉の前にあった直営に限定せずという言葉を入れておりましたけれども、その文言について削除をいたしました。

次に 28 ページに移りまして、下の表の上のところがございます、文章の下から 5 行目の民間事業者やNPO等による包括的な運営も含めた総合型の事業運営にも取り組みますと記載した部分につきましては、未定稿では、総合型の事業運営に取り組みますとなっておりますが、今回、総合型の事業運営にも取り組みますというふうに修正をいたしました。こうすることで直営やNPO等を含む幅広い事業者の中から、より適切な実施主体を選択するという方向性を明らかにいたしました。

長くなりましたが、第3章から第5章までのご説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。今、素案の3章から5章についての説明がありました。このことについて、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

横山委員

27・28 ページに余裕教室等々で活用という言葉が出ていますが、実際、枚方市って、今は余裕教室がほとんどないというふうに、私はお聞きしているんです。というのは、やはり、課題を抱える子どもさんも多いことから、そこで部屋を取ったりするので、こういうふうに書いていたら、すごくあるのかなというふうに思うのですけれども、実際、45 校区となったときに、どんなものなんですか。

事務局

学校の状況にもよりますが、余裕教室として借用させていただけるケースというのは、現状、かなり低くはなってはきております。学校と話をさせていただく中で、余裕教室をはじめ、それ以外の特別教室や、普通教室も含めた借用方法を、相談させていただいているところでございます。

大西会長

ありがとうございます。よろしいですか。

横山委員

余裕教室と書いているなど思いながら、私たちも、例えば地域で何か使うときにお聞きするのですけれども。なかなか、昔は、よくあったのですが、今はあまり学校を使わせてもらえないという状況なんです。

大西会長

そうですね。

横山委員

ですので、45 小学校に、もちろん温度差はあるのは、重々承知しておりますけれども、たまたま、このモデルの4校は空いていたかもしれないですが、どうかなと思って。

梶山委員

学校側のために、使うのではないのですけれども。文科省の放課後のプランには、余裕教室の活用という形で言っていたのではなかったかなと思うのですが。実際、小学校には支援学級がどんどん増えてきております。今年も、枚方全体で 21 学級増えたというふうに聞いておりますし、余裕教室が、横山委員がおっしゃったように、毎年、減っているというのは、この何年間はないと思います。

ですので、毎年、何らかの支援学級が増えるということは、そのための教室が必要になっているということですので、小学校としては、余裕教室というのは、ほぼなくなってきている。それから、少人数のための教室も必要ですし、来年から本格的に外国語が入ってまいりますので、外国語のための特別教室もつくっている学校も、たくさんあるというふうに聞いております。

そのような新しい中でいうと、なかなか余裕教室がありません。

本校の場合は、全くないですので、1つの教室を2つに割る状態で、今、支援学級をつくっているような状況ですので、全く余裕がなく、やらせていただいています。プレハブ教室をいただいているような状況ですので。学校規模によって、かなり違いはあるとは思いますが、平均的に500人くらいの学校では、ほとんど、今、空き教室はないと思います。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。

学校によって、それぞれの違いはあるとは思いますが、文科省の新・放課後子ども総合プランの中に書かれている内容で申しますと、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室への放課後等に一時的に使われていない特別教室等も、徹底的な活用を促進するという、こういった形ですので、それらを踏まえながらという形でお話をさせていただいています。

横山委員
大西会長
事務局

大変ですね。

もしなかったら。つらいところですけども。

非常にご無理をおかけしているという現状を認識しており、今後ご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えています。

後閑副会長

21 ページの上から7行目の「しかし」以降の文章ですが、上のほうを受けて、しかし仲間集団でのこれらの体験が少なかった児童は、そういうふうなところで、思春期以降につまずくことも考えられますということが、多分、こうだろうと思います。こういうことについては、私もそうだと思うのですが、イメージとして、本当にその書いているものがあるかどうかというのは、なかなか、ちょっと反論するのは難しいし、微妙な言葉なので、そこは削除しても、上からざっと責任を果たします、放課後のそういった発達課題を意識してというふうに、ずばり言ってもいいと思うので、私は削除したほうが無難じゃないかなというふうに思うのですが。

大西会長

3行そのまま削除ですね。なかなか、難しいですね。事例でも言われたら、あれですね。こういうところに載ってしまいますと、やはり、いずれは必要になってくると。

蔦田委員

文中で、遊びや文化を伝えるという表現があったと思うのですけれども。具体的に言うと、21 ページ。このところで、出てきたと思うのですけれども、(2)の上から3行目ですかね、児童に遊ぶときに、児童に遊びや文化を伝えるという。

遊びというのはとっても大事で、子ども教室であろうが、留守家庭児童会室であろうが、とにかく遊びというのは一番大事だというふうに思うのですけれども。文化というのは、どういうことをイメージしたらいいのですかね。

今、世界的にこの間、三か国の放課後児童クラブの状況をお聞きする機会があったのですけれども、文化を伝えるというのが出てきているのです。それは、ときには演劇であったり、ミュージカルであったり、それを指導員・支援員が企画して、自分たちで演じたりとか、韓国では、クラシック音楽を児童クラブで教えるとか、バイオリンを買って教えるとかという、文化を伝えていくということは、非常に重要な役割を、子どもの成長発達に重要な役

割を担うのだということは、証明されてきているということは、あるらしくて。そこには、専門家がかかわっていたりするのですけれども。でも、本当に、貧困地域の学童クラブで、バイオリンなんか触ったことがない子どもたちが、そこで学んでいって、最終的にオーケストラとして、それは、小さいときから専門的に教育を受けている子どもたちとの演奏と比べると雲泥の差はあるけれども、でも、そこの中で、地域のつながりの中で、子どもたちは見事にオーケストラとして演奏をするということが、実際に起きていると思っている。

だから、文化、芸術なのか、何なのかということ、どういうことをイメージされて、文化という表現をされているのかということ、教えていただければと。

大西会長
事務局

いかがでしょうか。どうでしょう。

それほど、深く考えているわけではなく、例えば、地域の方々が、子どもたちと一緒に過ごしてくれる。その中で、遊びにしても、例えば、かくれんぼでも、鬼ごっこでもいいですけれども、それは連綿と続いてきた日本の文化の一つだと思うのです。そのイメージで、連綿と伝わってきたものを、次の世代につなげていくというイメージでの文化という言葉を使っていると思うのですけれども。生活文化ですね。

葛田委員
事務局

生活文化なんですね。

はい。文化というのは、これだけ単独で使うと、今、ご指摘があったように、非常に幅広いものが含まれてしまいますので。ここは生活文化としたほうがよろしいですね。どうでしょうかね。

植田委員

土曜日を見ている中で、先週の土曜日でも、さまざまな活動がされています。これも、実際に講師を呼んだら、費用が必要だから、自分たちでやっているところもあります。地域の方に、ここにのっています、地域の中にはさまざまなノウハウをお持ちの方もおられるのですけれども、その方々が結構やってくださる場合もあります。例えば、昔遊びですね。コマ回しとか、そういう、学校のことで申しますと、元校長にコマ回しの専門家がいたり、そういったことも、こういった文化の継承にもなっていますし、あるいは大きくなったら人形劇の集団がありますし、そういったことも取り入れられて、土曜日では取り入れられています。

ただ、これに関して、若干の費用がかかる場合がありますから、そこら辺の兼ね合わせで、やっていけないのではないかなと思って、先ほど、これを見させていただいたのです。だから、取り組み方によっては、地域文化でもあるし、昔からの文化、南京玉すだれとかありますよね。ああいうことも、本当に手弁当でやってくださるときもありますし、今、現在、枚方で行われていますので、それらを取り入れていってもいいのじゃないかなというふうに思います。

事務局
大西会長
事務局

どうでしょうか、難しくなりますよね。

遊びの文化ですね。

先ほど担当のからも説明をさせていただきましたが、地域とのかかわりというのが、非常に大きな要素であり、イメージとしては、地域とのかかわり

の中で、地域の中で伝わっている文化であるとか、そういった部分も含めた、遊びであるとかそういった部分をやっていくという考え方で、まとめていきたいと考えています。

事務局

よろしいですか、そういう方向で。じゃあ、すみませんがそういうことでお願いします。

蔦田委員

文中、「効率的・効果的に事業効果を高めるために」というところが、たくさん出てきているのかなというふうに思っています。子どもの生活を考えると、何が効率的・効果的なのかということが、よくわからないのですけれども。子どもの世界から、それこそ文化の世界からいうと、効率的・効果的と、ほど遠い世界ではないのかなというふうに思うのですけれども。

効果を図るための評価基準とか、あとの第三者評価とついてきますか。どのように評価を、何をもって効率的、何をもって効果的なのかというところが、いま一つわからないのですけれども。独自の評価基準を設けるということになりますか。

事務局

現在、この計画は、業務指標的な評価基準をもっているわけではございません。

事業に取り組むにあたり効率的に実施することで、それがひいては、市民サービス、児童サービスの向上につながればという、そういった大きな考え方で、効率的・効果的というフレーズを多く使っています。ご指摘の点を踏まえ、検討させていただけたらというふうに思います。

大西会長

よろしいでしょうか。少し、ご検討をいただくということで。繰り返しになってしまいますけれども、やっぱり効率的・効果的ということになると、やはり、最小の資源によって、最大の効果を生むということになってきますので、それが前提になると、子どもの主体性というところが削られてしまうのではないかという危惧がどうしても出てしまいます。その辺のところを、塩梅を考えていただくことが、必要になってくるかなと思いますね。

子どもの主体性を担保して、また保障していくということになると、結構、リスクを伴うこともありますし。やっぱり、非効果的にならざるを得ない側面も出てくると思います。子どもが主体性を発揮できるように、支援員のほうも待たないといけない。それを効率ということを考えていくと、こちら側がルールを引いてしまって、その上を走らせるということになると、子どもの主体性というのは、保障されないということになりますので、その辺あたりの微妙な側面があります。ぜひとも、ご検討いただいて、よろしくお願いたしたいと。

蔦田委員

すばらしい補足、ありがとうございます。

後閑副会長

似たような事業があるので、総合的に考えていたら、どういうふうに、例えば留守家庭児童会事業だとか、放課後自習教室だとか、そこら辺を考えながら、多分、こういう言葉が使われたのかなと思うのですが。

でも、それぞれの事業の特徴もあるし、この放課後子ども教室というような、自主的に、子どもたちが学んでいく、発達課題に応じて、学んでいくよさというものもあるので。その部分が、例えば、25 ページの3のところの下の方で、4行で、すごく悩んでいるのだらうなというところが、すごくわ

かって、効率的・効果的と書きながら、なおかつ放課後自習教室等と合わせた、総合的な運営体制による事業実施の検証等を経て、財政状況等も踏まえてと、いろんなことを書いているんだと。ぜひ、財政も大切なんです、この事業で、布石というの、すごく大切だから、そのところも重要にしながら、今後の本格的な事業実施に向けて、作業を進めますということの一言を入れていただくと、効率というのが違ってくるのだと。

荒木委員

僕はそれよりも、22日から始まるほうの、そこをしっかりとやってほしいというほうが、やっぱりメインなので。そちらの、先ほど言われていた、指導員の指導が、そういう子どもの安全とか、子どもの主体性で選択できるようなシステムをつくっていただくということが、メインかなと思っているので。こっちは、ぼやっとしていいので。ただ、そっちは、しっかりとやってほしいなと思っているのと、これまでのモデルケースで何回も言わしてもらっているのですけれども、外遊びをしたい子が、外では、なかなか出られてなかったとか、視察のときも見させてもらっても、用意された何個かのうちの選択という形で、子どもが主体的に選んでいるという形は、あんまり見られなかったの、何か、毎回、毎回、言わしてもらっているのですけれども、もともとのいきつくところが、大分ずれてきているのかなという感じを受けているので。そこをできれば力を入れてほしいなと思います。

大西会長

はい、ありがとうございます。

荒木委員

毎回ぶれないようにやらせてもらっているのですけれども。なかなか、やっぱり、文言にすると難しいですね。

後閑副会長

難しいですね。

大西会長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしたら、全体を通して、何かあれば。

一応、2つに分けて、説明をいただいて、また、それぞれの委員からご意見をいただいたのですけれども。よろしいですか。

じゃあ、今、あがってきました、いろいろな委員の方々のご意見を、またくみ取っていただいて、またご検討をいただいて、文言等の修正も、していただけたらと思うのですが。

一つ、たわいもないことなんですけれども、例えば、22 ページのところに、中段あたりのところにあるのですが、「安全安心」というのを、つなげて書いてあるのですけれども、中黒とか、こんなのは要らないですかね。安全ということと、安心ということと、やっぱり、要りますね。ちょっと、幾つかそういうところがあります。

事務局

中に点を入れるようにします。

大西会長

恐れ入りますが、お願いをしたいと思います。

それでは、ご意見がないようでしたら、本審議会として、本日いただいた、いろいろなご意見等を踏まえて、修正等を行っていただいて、次回の本審議会に諮るということで、確認したということよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

大西会長

ありがとうございます。それでは続いて、報告案件がございます。「放課後子ども教室モデル事業の第三者評価（中間報告）」についての説明をお願い

いしたいと思います。

事務局

それでは、資料3をご覧ください。第三者評価は、本審議会において、検討を進めている放課後対策の考え方や、モデル事業の実績の評価等について、検討を行っている審議会委員ではなく、第三者の目から客観的に評価していただく必要があるとの審議会の決定に基づき、実施するものでございます。

第三者評価を行うのは、ご覧のような幼児教育学、社会学、社会福祉学の3名の学識の方で、いずれも本市の社会福祉審議会の各専門部会の会長または副会長をされている方です。このたびは、協議体はつくらず、個別に意見聴取を行わしていただきます。

次に、資料4をご覧ください。評価いただく内容は、第1・第2クールの「利用実績の評価」「放課後子ども教室モデル事業参加児童及びその保護者のニーズと、放課後子ども教室モデル事業の実施内容に関する評価」「総合的な評価」の3点で、評価視点の一定の統一を図り、また効率的に評価を行うため、それぞれ想定される見解の違う評価を選択肢として用意し、ご自分の見解と一致するものがあれば選択していただき、それ以外に書く必要があるものについては自由記述欄に記入いただく方式となっています。設問は、全部で14問ございまして、現在既に、評価者に評価を依頼して、評価を行っていただいているところでございます。この評価につきましては、計画素案に反映させるとともに、次回の審議会において、中間報告としてご報告させていただく予定でございます。

第3クールを含めた全モデル事業期間の第三者評価については、改めてお願いをする予定でございます。「放課後子ども教室モデル事業の第三者評価（中間報告）」についてのご説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。ただいま「放課後子ども教室モデル事業の第三者評価（中間報告）」ということで、説明がありましたけれども、このことについて、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

横山委員

書面だけで行うということですね、現場を見に行くということはないということですかね。書面と実際に見るのでは、ちょっと違うかなと、私、個人的には感じたので。せっかく、第3クールは長くあるので、現場を見に行くほうがいいのかと思いました。もちろん忙しいので、大変かなと思いましたけれども。そのほうがいいのかと思って。

事務局

第三者評価ということで、もともと現場を見にいただくことを考えていました。

横山委員

なかなか、お忙しい方と思うのですけれども。

事務局

本当に見たほうが良いと、私も思いますので。

横山委員

よろしくお願いします。

大西会長

ぜひとも、見にいただくように言ってください。ほか、ありますか。

葛田委員

その第三者評価というのは、評価基準があつて、評価基準にのっとって、評価をしていくということではないかと思うのですけれども。これでいうと、何か評価基準があるのですか。何をどう評価するのでしょうか。

荒木委員	<p>5番の金額的なところで、出てたりするのですけれども。これは、何を基準に評価をされているのかなど。効率的に効果的な事業面の観点から、費用対効果についての部分が、実際に細かい金額まで、しっかり出ているのですけれども。これをどう評価するのか。何をもち、評価を高い、低いと、もしくは効果があるのかなのかというのを評価するのかという基準があるのかどうかということですね。</p> <p>その下もそうですけれどもね。児童1人当たり約1,900円という形になっていますけれども、何と比較するのかということの方がわからないのです。</p>
葛田委員	<p>妥当か、どうかかわからないですよ。</p>
荒木委員	<p>金額を聞いて、どうなるのかなということ。僕も初めてみたものから。</p>
事務局	<p>基準につきましては、我々も正直持ち合わせてないのですけれど。ある意味、不安解消という意味でも、一定の見る目をもった先生方のご意見を頂戴したい、その上で、計画に反映させていきたいということですので、そこは、なかなか非常に申し上げにくい、正直申し上げます。</p>
横山委員	<p>平均とかは出ているのですか。例えば、全国でやられているところの、ほかの使っている、その平均が出ていて、それと比べてという形なんですかね。</p>
事務局	<p>一応、我々が持ち合わせている資料を提供させていただいているんです。ただ、その中で、こういう平均というのは、なかったですね。</p>
横山委員	<p>評価している方も、大変だろうなと思って。逆に、何か平均値ではないのですけれども。</p>
荒木委員	<p>それは、枚方市の財政も理解して。</p>
大西会長	<p>一応、審議会委員ですので、皆さん。会長、副会長で、その辺の事情はご存じだと思うのです。</p> <p>それと、それぞれにいろんな観点から、総合的に見ていただける方だろうというふうに思います。</p> <p>先ほどご指摘があったように、評価をするということですから、そういう、一つの指標があって、それに基づいて評価ということ。この事業は、先ほどもお話があったように、そういう指標があって、でき上がっていてどうかというところが、それから、他市もたくさんやられている、その平均が出ていて、評価をするというような、材料がない状態ですので。ですから、先ほどあったように、そういうあたりも、それぞれの見識に基づいてお考えいただいて、少し評価をしてもらわないといけないかなど。非常に酷なことをお願いするのですけれども。要は、これは我々もこの計画について議論をしている中でも、ある程度、観点としては、子どもの主体性というようなところとか、基本理念は共通化しているのですけれども。そうしたら、それを具現化しようとしたときに、少しずつ変わってくると、違ってくるといようなことになります。そういうところで、今まで議論が、いろんなことが、ここの中で出てきたと思うのです。そのたびに、揺り戻して、気に食わん、やっぱり原点に戻って、考えてみるとどうかというようにことの繰り返しだったので、そういうところで、もうちょっと広い観点で物事を見られて</p>

いる方々に、一度見ていただいて、評価していただくじゃないかというようなことで、第三者評価と。

だから、井の中の蛙にならないように、もっと広い観点で見てもらおうということで、第三者評価というものが出てきたと思うので、非常に酷なこともお願いをしているわけですがけれども、酷は酷なつもりで、頑張ってください、そうは思うのですけれども。

葛田委員

非常に先駆的なものになると思います、枚方が評価基準をつくったということは、本当にマスコミも飛びつくというような内容が。この間、毎日新聞に載っていました。非常に第三者評価が、今、重要になってきているということ。

今も、国も基準がないので、保育所、保育園とは、きちんと基準が定められて、その基準にのっとって運営していかなければいけないのですけれども。非常に、放課後の子どもたちの施設が、曖昧なものになってますので。ぜひ、新聞に載ろうじゃありませんか。

大西会長

いいことだといいいのですけれども。

葛田委員

代田委員にご相談なさるのが、一番ではないかなというふうには思います。答えも、もしかしたら出していただけるかも。

大西会長

多分、頭の中には持ってはりそうですね。

葛田委員

多分、持っていると思います。彼は、国の政策も全て頭に入っている感じです。

大西会長

的確に、今まで、審議会でも意見を言っていたいただいていますので、そういう点ではいいかなというふうに思いますし。また、今後、三方とも、代田委員との意見交流なんかもしていただいたほうがいいかなとは思っています。

よろしいでしょうか。ほか、ございますか。

ご意見がないようでしたら、中間報告について、本審議会は報告を受けたということで確認させていただいたということによろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

大西会長

ありがとうございます。それではこれで、本件の案件は終了したということになります。

事務局から何かありますでしょうか。

事務局

2点、ご報告がございます。1点目は、本日の資料に関しまして、本日出た、ご意見以外に、ご意見等がございましたら、期間が短く申しわけございませんけれども、7月19日の金曜日までに、事務局の社会教育課までご連絡いただきますようお願いいたします。いただきましたご意見を踏まえまして、必要な資料の修正等を行った後、次回の審議会に向けて、庁内調整を図ってまいります。

大西会長

ありがとうございます。今、荒木委員から、また、一度、見に行こうかという。

荒木委員

夏休み期間中になるので、ぜひとも。

事務局

ただ今、ご意見をいただいた、見学ということであれば、調整させていただきます。また、ご案内をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

大西会長	よろしいですか。やっぱり見たほうが、いいかなというふうに思いますので。
事務局	全て、第3クールについては、午前中です。
大西会長	午前中で行けるときを、皆さんで出してください。
事務局	全員が行ければ、一番いいのですけれども。ちょっと、そこはこちらで調整ということで。
大西会長	はい。最後に、そういうことで、ちらっと聞こえてきたので。 今日は1時間半で終わったということは、この審議会にしては珍しいことだと思います。いつも、議論が伯仲ということで。よかったかなというふうに思います。 それでは、以上をもちまして、第10回の児童の放課後対策審議会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。